

陸上自衛隊訓令第36号
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の規定に基づき陸士の任用期間に関する訓令
を次のように定める。
昭和34年8月22日

防衛庁長官 赤 城 宗 徳

陸士の任用期間に関する訓令

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号
昭和45年3月31日陸自訓第2号
昭和57年4月30日庁訓第19号
昭和60年3月27日庁訓第8号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成4年6月19日庁訓第45号
平成7年7月27日陸自訓第34号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成23年4月1日省訓第16号
平成25年5月16日省訓第37号
平成30年3月26日省訓第15号
令和2年12月28日省訓第67号
令和3年3月16日陸自訓第6号

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 3年任用陸士の任用（第2条－第5条）
 - 第3章 継続任用（第6条－第12条）
 - 第4章 雑則（第13条）
 - 附則
- 第1章 総則
（趣旨）
- 第1条 この訓令は、自衛隊法第36条の規定に基づき、3年を任用期間として任用される陸士（以下「3年任用陸士」という。）の任用及び任用期間を定めて任用された陸士（以下「任期制陸士」という。）の継続任用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2章 3年任用陸士の任用
（指定職務）
- 第2条 自衛隊法第36条第1項ただし書に規定する特殊の技術を必要とする職務（以下「指定職務」という。）は、別表第1に掲げる特技（以下「指定特技」という。）を必要とする職務とする。
- （志願の手續）
- 第3条 3年任用陸士を志願する者は、入隊の日から11月を経過する日までの間（別表第2に掲げる特技に係る者にあつては、これらの特技が付与されるまでの間）に、3年任用陸士志願書（第1号様式）を順序を経て任免権者に提出するものとする。
- （3年任用陸士の発令）
- 第4条 任免権者は、前条の規定により3年任用陸士を志願した者が指定特技を付与され、かつ、指定職務を担当することとなつた場合は、速やかに、当該者の任用期間を3年として発令する。
- （任用期間の起算日）
- 第5条 3年任用陸士の任用期間の起算日は、当該3年任用陸士が3年任用陸士となる直前におけるその者の任用期間の起算日とする。
- 第3章 継続任用
（継続任用）
- 第6条 任免権者は、任期制陸士が継続任用を志願し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この章の規定に基づき、当該任期制陸士を継続任用するものとする。
- （1） 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号。第8条において「健康管理訓令」という。）第10条第1項に規定する臨時の健康診断（以下単に「臨時の健康診断」という。）の結果、健康に異常（その異常が公務に起因する場合を除く。以下この号において同じ。）又は異常を生ずるおそれがある

- と認められないこと。
- (2) 体育訓練の種目等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）第3条の規定による体力測定の結果が陸上幕僚長の定める基準に達していること。
 - (3) 職務遂行能力が陸上幕僚長の定める基準に達していること。
 - (4) 服務上の義務に違反する行為等があつたものの、継続任用することが不適切とはいえないこと。

(志願手続)

第7条 任期制陸士が継続任用を志願するときは、任用期間が満了する日前4月以内に、継続任用志願書（第2号様式）を中隊及びこれに準ずる部隊の長又は機関の長の指名する者（以下「中隊長等」という。）に提出しなければならない。

(健康診断)

第8条 中隊長等は、前条の規定により継続任用志願書を提出した任期制陸士について、志願者名簿を作成し、継続任用をする日前3月以内に、順序を経て健康管理者（健康管理訓令第3条に規定する健康管理者をいう。）に送付し、臨時の健康診断の実施を求めるものとする。

(名簿の提出)

第9条 中隊長等は、臨時の健康診断の結果について通報を受けたときは、継続任用をする日前2月以内に、次の各号に掲げる任期制陸士の区分に応じ、それぞれ名簿を作成し、順序を経て任免権者に提出するものとする。

- (1) 継続任用を志願し、かつ、第6条各号のいずれにも該当する任期制陸士
- (2) 継続任用を志願し、かつ、第6条各号のいずれかに該当しない任期制陸士
- (3) 継続任用を志願しない任期制陸士

2 前項第2号の名簿には、当該任期制陸士が、第6条各号のいずれに該当しないかを、その理由とともに記載しなければならない。

(継続任用の発令)

第10条 任免権者は、前条の名簿に基づき、次条に定める継続任用選考審査会議の意見を聴いて、継続任用者の発令を行うものとする。

2 任免権者は、継続任用者の発令をするに当たっては、第6条各号に掲げる客観的事実に基づいて行うものとし、かつ、継続任用をしないこととしたときは、その理由を明らかにしておかななければならない。

第11条 継続任用選考審査会議は、議長1人及び議員2人以上をもつて組織する。

2 前項の議長及び議員は、任免権者が幹部自衛官のうちから任命する。

3 継続任用選考審査会議は、第9条の規定により任免権者に提出された名簿を審査し、任免権者に対し意見を申し述べるものとする。

(継続任用の内示)

第12条 任免権者は、任用期間を満了する日前40日以内に志願者に対し継続任用の予定の有無を内示しなければならない。

第4章 雑則

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年8月22日から施行する。ただし、継続任用に係る部分及び次項の規定は、昭和35年4月1日から施行する。

2 保査の継続任用に関する訓令（昭和28年保安隊訓令第11号）は、廃止する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日陸上自衛隊訓令第2号）

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、この訓令による改正後の第1号様式による用紙として使用することができる。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日防衛庁訓令第8号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日防衛庁訓令第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成4年6月19日防衛庁訓令第45号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年6月19日から施行する。

附 則 (平成7年7月27日陸上自衛隊訓令第34号)

1 この訓令は、平成7年7月27日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (平成23年4月1日防衛省訓令第16号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(陸士の任用期間に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

7 この訓令の施行の際に現に存する第54条による改正前の陸士の任用期間に関する訓令第1号様式については、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (平成25年5月16日防衛省訓令第37号) (抄)

1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日省訓第15号)

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年3月16日陸自訓第6号)

この訓令は、令和3年3月18日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	番号	名称	番号
基本		初級	
迫撃砲	11201	迫撃砲	11203
		A T M	11313
機甲	12101	機甲	12103
		野戦砲測量	13113
		音源標定	13123
		弾道気象	13133
		対空レーダー	14143
		短SAM	14203
		SAM	14313
		航空機整備	15103
施設	16101	施設	16103
		架橋	16113
		木工	16213
		施設機械操作	16363
		施設機械整備	16413
		測量	16513
システム運営	17191	システム運営	17193
ネットワーク	17601	ネットワーク	17603
		無線整備	17113
		有線整備	17213
		重構成	17223
暗号電信	17301	暗号電信	17303
装輪車整備	18101	装輪車整備	18103
		装軌車整備	18113
火器整備	18201	火器整備	18203
		光測整備	18213
弾薬	18301	弾薬	18303
需品	19101	需品	19103
		需品サービス	19113
		落下傘	19123
		需品整備	19133
		輸送	20103
		化学	21103
		警務	22103
		会計	23103
		衛生	24103
		音楽	25103
地図	26311	地図	26313
		映像写真	55213
		偵察	55313
		装軌操縦	55333
		部隊ネットワーク	55343
		部隊システム運営	55353
		部隊暗号電信	55363
		装輪操縦	55373
		部隊弾薬	55453
		消防	55463
		専門補給	55493
		発電機整備	55533
		鍛造工作	55543

□

付加特技	空挺	a
	洋上活動	v
	水陸両用	w
	洋上潜入	i

別表第2 (第3条関係)

↑

名称	番号
初級	
A T M	11313
野戦砲測量	13113
音源標定	13123
弾道気象	13133
対空レーダー	14143
短S A M	14203
S A M	14313
航空機整備	15103
輸送	20103
化学	21103
警務	22103
会計	23103
衛生	24103
音楽	25103
地図	26313
映像写真	55213
偵察	55313
装軌操縦	55333
部隊ネットワーク	55343
部隊システム運営	55353
部隊暗号電信	55363
装輪操縦	55373
部隊弾薬	55453
消防	55463
専門補給	55493
発電機整備	55533
鍛造工作	55543

□

付加特技	洋上活動	v
	水陸両用	w
	洋上潜入	i

第1号様式（第3条関係）

3年任用陸士志願書

(任免権者) 官 職 階 級 氏 名 殿

令和 年 月 日

所 属
階 級
職 種
氏 名 (自署)
認 識 番 号

私は、3年を任用期間として任用されることを志願します。

下の欄に希望している職務の特技名称と番号及びそれに応ずる資格免許等を現に有する場合はその名称を希望の順序に記入すること。

特 技		資 格 免 許 等
名 称	番 号	

第2号様式（第7条関係）

継続任用志願書

（任免権者） 官 職 階 級 氏 名 殿

令和 年 月 日

所 属
階 級
職 種
氏 名
認 識 番 号
(自署)

私は、現在の任用期間が満了した場合において、引き続き2年を任用期間として任用されることを志願します。